国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成三十年四月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一、事業計画が定められた年月日　平成三十年三月二十八日

二、調査の種類　都市部官民境界基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、調査地域（都市部官民境界基本調査）

北海道　小樽市
宮城県　白石市
埼玉県　久喜市
神奈川県　愛川町
長野県　伊那市
岐阜県　笠松町
静岡県　藤枝市

五、調査期間　平成三十年度

公　告

諸　事　項

工場財団

秋田県能代市浅内字大館南沢64番８ＪＲＥ能代Ⅱ種の工場財団に秋田県能代市浅内字大館南沢64番８ＪＲＥ能代三種太陽光発電所についての工作物及び機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年４月９日

秋田地方法務局能代支局

東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ３階合同会社グリーンパワー大月の工場財団に高知県幡多郡大月町鉾土字ヌメリ谷山672番１大洞山ウィンドファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年４月９日

高知地方法務局四万十支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成30年３月29日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成30年４月９日

前橋地方法務局長　岩崎　琢治

記

氏名　阿部　　健
所属する司法書士会　群馬司法書士会
登録番号　群馬第248号
事務所の所在地　群馬県みどり市大間々町桐原990番地６
違反行為　預り金の未返金等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成30年３月29日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年４月９日

前橋地方法務局長　岩崎　琢治

記

氏名　木村　正昭
所属する土地家屋調査士会　群馬土地家屋調査士会
登録番号　群馬第869号
事務所の所在地　群馬県安中市簗瀬125番地２
違反行為　書類偽造

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月９日

北海道開発局長　和泉　晶裕

1　処分をした年月日　平成30年３月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北海道三祐株式会社　笹浪　圭吾　北海道札幌市北区屯田６条８丁目９番地12　国土交通大臣許可（般－28）第25332号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年２月22日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月９日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　処分をした年月日　平成30年３月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東京セキスイハイム株式会社　岡田　雅一　東京都台東区東上野４－27－３　国土交通大臣許可（般－29）第22302号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月９日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　処分をした年月日　平成30年３月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三栄社　高橋　　誠　神奈川県綾瀬市深谷上５－２－31　国土交通大臣許可（般－27）第26131号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年２月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月９日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　処分をした年月日　平成30年３月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　産興建設株式会社　船津　敦司　神奈川県川崎市川崎区四谷上町９－８　国土交通大臣許可（般－28）第21892号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年２月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月９日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　処分をした年月日　平成30年３月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大中ビルド株式会社　梅村　健司　東京都江東区亀戸７－65－19　国土交通大臣許可（般－27）第9251号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年２月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月９日

関東地方整備局長　泊　　宏